
出産入院時の差額ベッド料等に係る消費税の課税誤りについて

1 概要

市立三次中央病院において、平成3年の消費税法改正により「非課税扱い」とされている妊娠中の入院及び出産後の入院における差額ベッド料及び病衣・紙オムツ代について、誤って「課税扱い」としていた事案が判明しました。

2 経緯

令和3年3月に島根県内の公立病院等で、同様の課税誤りが判明したことに伴い、当病院の状況を調査した結果、課税誤りが判明しました。

3 課税誤りの対象者数及び消費税相当額

- (1) 対象者数 1,585人(実人数)
- (2) 消費税相当額 1,861,514円(遅延損害金を除く。)
(1人当たりの平均額 1,174円)

※ 令和3年5月20日現在で把握可能な平成19年1月1日から令和3年3月10日までの対象者数。

※ 平成13年3月11日から平成18年12月31日までの対象者数等は、現在調査中。

4 今後の対応

民法上の規定(20年間)に基づき、平成13年に遡り対象者に出産入院時の差額ベッド料等に係る消費税相当額を返金します。

5月24日以降、該当者宛に返金に関する通知文書を発送し、返金手続を行います。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民病院部 医事課 (担当/道々・有川)
電話番号:0824-65-0101 FAX番号:0824-65-0159
E-mail:byouin@miyoshi-central-hospital.jp
〒728-8502 広島県三次市東酒屋町10531番地
市立三次中央病院